

平成26年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置状況等

頁	区分	指摘・意見の内容	措置等の状況
13	意見	【役員会】 (役員会の)審議過程については記録が残されていないため、議事録からは議論の経過は分からない。後の大学運営の参考にすることができるように、出席者(特に外部理事)の意見の概要を含む審議経過は、内部資料として記録に残しておくべきである。	御意見を受け、現在では、内部資料として審議経過を記録している。
14	意見	【経営審議会】 経営審議会は前記のように役員会と合同で開催されているが、(中略)2つの会議体が単一の会議体におけるように議事が進行され、議案が承認されている。役員会の理事と経営審議会の委員を兼ねている者もいるので、合同で行う方が効率的である場合もあり、合同開催を否定するものではないが、両会議体の役割分担を意識した議事運営がなされるべきであろう。	本学では、役員会及び経営審議会の運営に当たって、両会議の審議及び議決に支障が生じない範囲で同日開催するとともに、議事内容によっては役員会及び経営審議会を単独で開催するなど、適正な議事運営に努めているところであり、今後も、御意見に留意しながら、適正に議事運営を行っていく。
15	意見	【経営審議会】 経営審議会は、(中略)平成25年度は外部委員の出席率が芳しくない。(中略)重要な案件では事前に資料を送付し、意見を聴取する場合もあるとのことであるが、委員が一堂に会してそれぞれの知見を述べて意見交換することの重要性からも、外部委員の出席率の向上に向けた工夫が必要とされる。	毎年、年度当初に会議の年間スケジュールを外部委員へ周知し、出席をお願いしているが、外部委員は他の要職にも就いており、日程調整が難しい面もある。欠席の場合、案件によっては、事前に資料を送付して意見の把握に努めるなど、今後も、適正な経営審議会の運営に留意する。
16	意見	【CIOおよびIT戦略】 CIOの設置もされず、具体的なIT戦略も存在しない現状では、ICTを活用した効率的・効果的な大学運営を推進することは容易ではない。専門的能力を有した人をCIOに選任し、(中略)役割と権限を与えたうえで、CIOを中心に、IT戦略および年度計画を立案し、予算を付したうえで、ICTを活用した大学運営システムの整備をすべきと考える。	本学の規模や業態等の費用対効果から判断してCIOの配置は困難であることから、今後も、専門知識を持つ情報系学科の教員及び外部委託の専門家によるコンサルティングを受けながら、ICTを活用した効率的・効果的な大学運営の推進に努めていく。
21	意見	【統合および法人化の効果】 公立大学法人であっても学内ガバナンス向上のためには、内部統制に関する基本的な業務として、法人全体についてシステム的に対応し、PDCAサイクルによる継続的な改善が重要である。その結果として、内部統制の目的たる業務の有効性・効率性、法令等遵守、財務報告の信頼性を一定レベル以上に確保することが可能となる。このためにも、上記①から⑤※をより充実させることが必要である。 ※①全学的なリスク評価およびその対応・管理 ②内部統制の基本方針等の規程やマニュアルの整備 ③関連する規程の見直しや重要な業務等の文書化 ④全学的な内部統制管理体制の整備 ⑤内部統制に関する継続的な教育	本学では、「公立大学法人県立広島大学内部統制基本方針」を平成27年2月24日に策定し、これまでの内部統制に係る各構成要素についての現状の点検及び課題の有無の確認を実施した。 今後は、不十分であった一部の構成要素(情報セキュリティに関する取組等)への対応と、PDCAサイクルによる継続的改善の全学的な実施に関する内部統制の仕組みづくりに向けた検討を行っていく。
22	意見	【統合および法人化の効果】 少子化が叫ばれるようになって久しいが、これに伴い大学間競争が激化する中で、(中略)「戦略的広報」に重点を置いた広報活動がより重要となる。この点に関し、平成27年度の広報戦略の立案に向け、平成26年7月に「県立広島大学広報戦略策定等に係る業務委託契約」が締結されたことは、その第一歩として評価することができる。今後も、戦略的広報を強力に推進すべきである。	昨年度に委託実施したコンサルタントによる広報分析の結果及び改善課題に関する提案を受け、学内の広報推進会議において今年度の取組内容を決定、実施しているところである。この取組に関する検証・評価については今年度末に同会議において実施する予定であり、今後もPDCAサイクルを機能させながら、効果的な広報活動の推進に努める。
22	意見	【統合および法人化の効果】 (県立広島大学はキャンパスごとに完結する形の教育形態で行われており)総合大学の強みである学部を異にする学生との横のつながりを醸成する機会に恵まれていない。(中略)教養教育期間のうち、一定期間を本部キャンパスにおいて学年全体を合同で教育するシステムを作るなどして、同じ大学の学生としての一体感を醸成する方策を講じて、全学生、教員、職員の総合力による大学力の向上を目指すべきである。	本学においては、同じ大学の学生としての一体感を醸成する方策として、3キャンパス交流スポーツ大会やサークル活動発表会などの学生交流事業等を積極的に推進しているところである。なお、ご指摘の「本部キャンパスで教養教育期間のうち一定期間を教育するシステムの構築」に関しては次のような課題があることから対応が困難であり、今後は、ご指摘の趣旨を踏まえより良い方策を検討していきたいと考えている。 ①1年次から、各キャンパスにおいて学科専門科目を履修している。 ②学生のキャンパス移動に伴い、交通費・居住費等の学生負担が生じる。 ③1年次生全員を収容する教室を確保するためには、施設の拡張が必要になる。

平成26年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置状況等

頁	区分	指摘・意見の内容	措置等の状況
30	意見	【教職員の採用形態】 (前略)現在のように職員の半数近くを契約職員が占める状況では、特にプロパー職員に過度の業務負担がかかり、業務の効率性を損なっているのではと考えられる。将来的に要職を担う人材を育てるためにも、今後は県派遣職員を減少させるという方針を維持しながら契約職員の比率も低減させ、(中略)プロパー職員の比率を上昇させる方向で職員採用を行っていくべきである。	プロパー職員の増員については、年齢構成にも配慮しながら、計画的に採用を行っているところである。
33	意見	【給与制度】 法人化の利点を活かし、柔軟な給与制度を導入することによって職員の勤務意欲をより向上させる契機とするために、特定の部署における業務についての専門性や能力を有する職員、あるいは業務において顕著な成果を上げた職員などが評価されるような能力主義をより強く反映させた仕組み、例えば、勤務評定が顕著に良好な職員については、4号を超えて昇給させる、あるいは6及び12月の期末勤勉手当(中略)を増額するといった制度の導入が検討されるべきである。	事務職員については、人材育成を目的として今年度目標管理制度の試行を開始したところである。まずは、この制度の信頼性を高めていきたい。
33	意見	【給与制度】 既に広島県で導入されている目標管理制度が県立広島大学においても近年中に採用予定となっているが、その目標の設定や達成の有無の評価においても、人材育成、研究のサポート、地域貢献などの県立広島大学特有の要素を重視するなど、その特色が生かされる制度となるよう努めるべきである。	事務職員の目標管理制度について、今年度から試行を開始した。試行段階での意見を踏まえて、本学の特色が生かされる制度となるよう努めていく。
33	意見	【給与制度】 教員についても、研究意欲等の向上のために、教員の業績評価を給与に反映させるため平成26年6月に教員業績評価委員会の中に立ち上げた専門部会等において、業績評価が顕著に良好な場合、4号を超えて昇給させる、あるいは期末および勤勉手当を増額するといった制度を導入することが検討されるべきである。	教員業績評価委員会内に「給与反映を前提とした教員業績評価制度の見直しに係る検討部会」を設置し、御意見のあった制度についても導入に向けた検討を行っている。
40	意見	【人事管理】 県派遣職員が県立広島大学の役付職員の約87%を占めている。このような状況が維持されているのは、プロパー職員の採用を始めて6年しか経過していないといった理由によるところであるが、これでは法人化の趣旨が没却されてしまっているといわざるを得ない。法人化の目的の一つに、「教育研究活動の活性化や機動的な大学運営を図るため、法人化のメリットを最大限に生かした柔軟で弾力的な人事制度を確立する」ことが挙げられており(「県立広島大学の法人化基本方針」7頁)、そのような制度を確立することで民間的発想によるマネジメントを通じての自主自立的な大学運営の実現を目指しているものと考えられる。然るに、県派遣職員は基本3年の派遣期間であり、あくまでその地位は公務員であるため、上記のような目的を有する公立大学法人制度との親和性は低いものと考えられる。(中略)プロパー職員について将来の幹部として育成するための人事異動・配置が現在行われているところであるが、(中略)早期にこのような職位構成からの脱却が図られるべきであろう。(中略)県立広島大学のプロパー職員を増加させながら、同時に役職者に早期に昇任させることが可能な民間企業等での役職経験者を採用する、あるいは県派遣職員についても、民間的発想にもとづくマネジメントを体現できる人材であれば、当該職員の意向を勘案したうえでプロパー職員化を図るなどして、管理職におけるプロパー職員の数を増やす人事を速やかに開始すべきである。	プロパー職員の増員やマネジメントを担える社会人経験者の採用を計画的に進めているところであり、これに併せて、係長等のポスト職への登用も積極的に行うこととしている。

平成26年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置状況等

頁	区分	指摘・意見の内容	措置等の状況
41	指摘	<p>【人事管理】 時間外勤務時間については、前述したとおり申請された時間外勤務と使用ログ記録の時間差の大きさ等から、実際は「時間外勤務等に関する協定書」における上限時間が遵守されていない場合が多数あるものと判断せざるを得ない。特に月116時間もの時間外勤務がなされたと推定される例などは、(中略)労働基準法と使用者に課される安全配慮義務(労働契約法第5条)の観点からして到底看過できない。直ちにこのような状況を是正し、前記協定に違反するような時間外勤務が行われないよう適切な業務量および業務時間の管理のための措置を講じるべきである。また、実際の時間外勤務時間数を正確に把握した上で、それに従った法定の割増賃金の支払いを行わなければならない。</p>	<p>申請の時間外勤務とパソコンの使用ログ記録の時間差が指摘されたことを受け、平成27年5月に平成25・26年度の時間外勤務の実績等について調査を行った。調査結果を踏まえ、時間外勤務実績を修正し時間外勤務手当の追給を行うとともに、時間外勤務管理の適正化に向けた改善策を取りまとめ、時間外勤務の事前命令・事後確認の徹底など、業務量や業務時間を適切に把握・管理する取組を行っている。</p>
50	意見	<p>【財務指標分析】 (財務指標を用いた分析によると)改善すべきものと考えられる。 収入源が限定されている県立広島大学においては、より徹底した運営の効率化が求められる。(略)大学も財務諸表分析等のツールを用いて、みずからKPIを定め、継続的に測定・評価・分析するなどし、不断の改善活動を行い組織としての体力を向上させる必要がある。</p>	<p>今年度、事業成果や財務指標などを含む「アニュアル・レポート」の作成を進めている。今後、更に分析を深めるなど、引き続き業務改善や効率化に取り組んでいく。また、外部資金獲得促進のため、間接経費の一部相当額を学部に戻元するなどしてインセンティブを強化してきたが、今後は、地域連携センターにおけるコーディネート機能を強化し、共同研究・受託研究の受入増と大型の競争的資金の獲得を目指すこととしている。</p>
54	意見	<p>【外壁崩落の調査・修繕等の対応範囲】 (平成25年度に発生した広島キャンパスの外壁崩落を受け)当初は広島キャンパスの調査・修繕のみを対応範囲としていたが、当該部分への手当だけでは特定運営費交付金の執行残が出たことから、三原キャンパスの(外壁)調査を追加で実行している。一方、(中略)平成25年度において庄原キャンパスには何らの手当がなされていない。これは、広島県の特定運営費交付金に係る予算上の制約と県立広島大学の政策的判断によるところが大きい。まず広島県は緊縮財政下にあり、緊急予算を組むことが容易ではなく、平成25年6月に決定された県立広島大学の役員、教職員の1億2164万円の給与減額に関連し、標準運営費交付金が広島県に戻されることとなっていたため、当該金額を上限として調査・修繕すべく、特定運営費交付金として再度交付している。また県立広島大学は、特段外部の専門家等を交えることなく、独自に外壁崩落の有無のみで危険性を判別し、平成25年度の調査・修繕対応を広島キャンパスのみにとどめ、庄原・三原キャンパスについては現状を存置し、調査・修繕については平成26年度に持ち越す予算要求としている。これについて、庄原・三原両キャンパスについては専門家の帯同なく、県立広島大学独断で判断し、その調査・修繕について翌年度に持ち越している。3キャンパスの中でも比較的新しいキャンパスであったにもかかわらず、外壁が崩落したということを勘案すれば、少なくとも今後は専門家を伴った予備調査程度は行うべきである。</p>	<p>庄原・三原キャンパスの外壁調査・修繕については、県の施設整備費補助金を財源に、一般競争入札により次のとおり実施した。</p> <p>【平成26年度】 庄原キャンパス外壁調査:3,974,400円、 庄原キャンパス外壁改修工事実施設計:3,024,000円 三原キャンパス外壁調査:876,744円 三原キャンパス外壁改修工事実施設計:2,116,800円 合計 9,991,944円</p> <p>【平成27年度】 庄原キャンパス外壁改修工事(3・4号館):62,574,920円 三原キャンパス外壁改修工事(2号館):35,519,040円 合計 98,093,960円</p> <p>その他の建物についても、引き続き、県の施設整備費補助金により、外壁改修工事を進める。 なお、県では、厳しい財政状況の中、必要な経費を柔軟に措置した。</p>

平成26年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置状況等

頁	区分	指摘・意見の内容	措置等の状況
55	意見	<p>【外壁崩落の調査・修繕等の対応範囲】 資金的な制約から即時に修繕することは難しくとも、危機管理の観点からは、全キャンパスに対する調査を実施し、危険個所の把握に努めるべきであろう。外壁の崩落およびその可能性は、学生をはじめとする施設利用者の生命・身体の安全に直結する問題であるから、その為の予算措置および予算要求は適時になされるべきである。</p>	<p>外壁調査・修繕に係る県への予算要求は、次のとおり実施した。 【平成26年度】 庄原キャンパス外壁調査設計費：20,386千円 三原キャンパス外壁調査設計費：4,874千円 合計 25,260千円 【平成27年度】 庄原キャンパス外壁改修工事：177,008千円 三原キャンパス外壁改修工事：57,482千円 合計 234,490千円 【平成28年度】 庄原キャンパス外壁改修工事：120,101千円 三原キャンパス外壁改修工事：112,416千円 合計 232,517千円</p> <p>なお、県では、外壁調査・修繕に係る予算を最優先に措置した。</p>
55	意見	<p>【大学設備等の修繕計画および当該修繕】 県立広島大学は第一期中期計画の「No.172施設整備等の長期整備計画の策定」において、「施設整備等の実状を調査・点検し、既存施設設備の維持管理や大規模改修、高額機器の購入・更新等について、コスト削減と資金需要の平準化の視点から、費用対効果の精査を行い、長期的整備計画を平成20年度までに策定する」としている。かかる中期計画に基づき、県立広島大学は「施設設備等の長期的整備計画(速報版)を取りまとめ、(平成)21年度に3キャンパス全体の施設整備等に係る長期的整備計画を策定」するなどしている。しかし、広島県は、当初計画は現有設備の耐用年数から使用見込みを機械的に判断したのみで、実態とのかい離があると判断しており、また県立広島大学としても、当該計画に基づく施設整備修繕について広島県に予算要求するにあたり、使用実態を踏まえた整備修繕の必要性や、法人としての優先順位の整理等が不十分であると自認し、結果として予算要求するに至らなかった。進行中の第二期中期計画においては(施設設備の整備・活用方針の策定や年次計画の策定)とあるように、県による予算措置の可能性を含めた現実的に実行可能な長期的整備計画を早急に定め、適切に運用される必要がある。」</p>	<p>【財務課】 平成26年度に「県立広島大学の施設・設備等の長期保全整備計画」を定めた。また、当該計画に基づき、平成27年度予算において、県から施設整備費補助金が一部予算措置された。 大学としては、今後とも、当該計画をベースに、各年度の緊急度等を精査し、県に予算要求を行うこととしている。</p>
57	意見	<p>【大学設備等の修繕計画および当該修繕】 定期点検の状況からすると、老朽化は相当程度進行しており、日々の点検並びに適宜の適切な大規模修繕等が必要である。</p>	<p>引き続き、建築基準法第12条に基づく定期点検を実施するとともに、日々の点検等により、老朽化が進行している個所は、適宜修繕等を行う。</p>
58	意見	<p>【会計基準への準拠性】 一般債権と貸倒懸念債権等の債権区分の方法、回収可能性の判断基準、貸倒実績率の計算方法等、具体的な処理方法が明確になっていない。このような状況では、適切に徴収不能引当金の計上ができないため、徴収不能引当金の具体的な会計処理方法について事前に文書化し、明確にする必要がある。</p>	<p>大学の債権管理規程を改正し、同規程第17条に「債権区分の判断基準」を定めた。また、平成27年3月に「一般債権の評価に係る債権区分の設定方針」を定めた。</p>
59	指摘	<p>【会計基準への準拠性】 この徴収停止の決裁の結果、債権回収不能は明白であり、同債権は資産的価値を失っているにもかかわらず、この決裁が行われた平成24年度では特に会計処理をなされおらず、平成25年度ではじめて徴収不能引当金が全額繰入されている。平成25年度において徴収不能引当金の繰入として処理するのではなく、平成24年度において徴収不能損失処理をすべきであった。</p>	<p>平成24年度末の時点では、当該債権の消滅時効の期限が到来しておらず、本学の規程上、債権放棄はできないため、徴収不能損失処理はしなかった。 今後も、本学の会計監査人と協議の上、会計上の適正な処理に努めていく。</p>

平成26年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置状況等

頁	区分	指摘・意見の内容	措置等の状況
59	指摘	また、平成24年度および平成25年度の決算においては、上記の通りA氏に対する債権について徴収不能実績があったのであるから、一般債権に対する一括引き当てによる徴収不能引当金の計上をすべきであった。	当該債権については、金額が僅少であるため徴収不能引当金を計上していない。今後も、本学の会計監査人と協議の上、会計上の適正な処理に努めていく。
62	意見	【遠隔講義システムの必要性】 遠隔講義システムの利用率を向上させるべく、現状実施されている22講義にとどまらず、下記(エ)a有効性の追求で述べる諸般の改善を実施し、より対面授業に近づける対策を講じたうえで、教養科目・専門科目等の区別なく、幅広く遠隔講義システムの講義対象とすべきである。	大学設置基準においては、授業は直接の対面授業により行われることが基本とされており、また、遠隔授業は適正な教育上の配慮のもとに行われかつ直接の対面授業に相当する教育効果が見込まれる場合によるのが適当とされている。加えて、卒業要件単位として認められる単位数に制限がかけられているなどの課題を有していることから、本学では、全学共通の授業を実施する場合の補足的な手段として遠隔講義システムを導入したところである。今後は、これらの課題を前提にしつつも、ご指摘の意見を参考に有効活用についての検討を行っていく。
63	意見	【有効性の追求】 (遠隔講義システムは、)対面講義と比べ教育効果が劣るとの懸念については、筑波大学の事例のように席の配置を質疑応答のしやすい横型とし、マイクを多数用意する等して、より対面講義に近い授業スタイルになるよう工夫する等の改善を行うべきである。	
63	意見	【有効性の追求】 グループワークを必要とする講義は遠隔講義システムには向かないと言う懸念については、大講義室で大人数型の講義ではなく、少人数型のテレビ会議スタイルとすれば、グループワークに適した講義とすることが可能である。	
63	意見	【有効性の追求】 他大学等の活用事例を参考に専門科目についても活用を検討すべきである。むしろ専門科目こそ、県立広島大学内の3キャンパスの連携にとどまることなく、他大学等との広域連携も検討するなど、有効性を追求すべきである。	
63	意見	【有効性の追求】 教養科目についても、他大学等の例に倣い、専門科目同様、広域連携や実務家が講師となり諸種の専門分野について講義するようなスタイルも検討すべきである。	遠隔講義システムの利用率向上とは別の「幅広い学修」という観点から、他学部・他学科の専門科目等を履修できる制度(開放科目の設置)を平成26年度から運用している。また、他大学等との広域連携については、教育ネットワーク中国の単位互換事業への参画や大学連携による取組などを行っている。
63	意見	【経済合理性の検討(導入時の問題点)】 遠隔講義システムの導入時に約1億7千万円の設備投資を行ったにもかかわらず、利用計画等を策定し、費用対効果の観点から利用計画に合わせた教室数の検討を十分に行うべきであった。	平成27年8月に設備更新を行い、教室数を12から9に縮減して整備を行った。
64	意見	【経済合理性の検討【維持管理の問題点】】 県立広島大学は専用回線を利用した専用システム(遠隔講義システム)を利用しているが、民間のインターネット回線を利用しても教育効果が劣るものではないし、経済性の確保もできると考えられ、現在のものは経済合理性に欠けるものと考えられる。県立広島大学が当初遠隔講義システムを導入した頃と比較すると通信環境は格段に向上しており、一般のテレビ会議システムとの遠隔講義を可能とするシステムの選択肢は広がっており、相当程度低廉化している。他大学においても汎用システムを導入している例もある。現有システムに拘泥することなく、十分なシステム仕様の検討とコスト比較を実施したうえで、優位性が明らかになれば汎用システムの導入が必要である。	本学の遠隔講義は臨場性を重視して高精細映像・音質を配信するため、通信量が非常に大きく、インターネット回線の性能は急速に向上しているものの、性質上、時期によっては通信状態が悪化し、映像の停止又は講義中断等の講義運営上の問題があることから、広域イーサネットを利用した高速通信サービスによって安定的な運用に努めることとしている。
64	意見	【経済合理性の検討(入札について)】 現行システムの導入に際して、一般競争入札による選定を行ったが、入札情報の周知は県立広島大学及び県のHPに掲示したのみであり、入札条件も過去5年以内に教育機関へ納入実績を必要とするなど参入障壁が高く入札業者が1社という結果となり、入札が予定価格を超過していたため、一般競争入札から随意契約に変更し、当初の予定価格内の契約となった。 高額な契約額にもかかわらず、1社のみ入札参加による価格決定では経済合理性のある価格決定がなされたかは疑問である。指名競争入札として複数社からの業者選定を行うべきであった。	指名競争入札よりも一般競争入札の方が競争性が高いと考えられることから、平成27年度に実施した設備更新においても一般競争入札を行い、参加要件となる納入実績を過去5年から10年に拡大した結果、2者の参加により競争性の高い結果が得られたところである。

平成26年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置状況等

頁	区分	指摘・意見の内容	措置等の状況
65	意見	【効率性の向上(有効活用方法の検討)】 リアルタイムでの遠隔講義と録画方式による講義それぞれの利点と欠点および講義内容との適合性も勘案して、遠隔講義システムのより有効な活用が図られるべきである。	大学設置基準において対面授業が基本とされ、遠隔授業が一定の要件を満たす場合にのみ適当とされていることから、一方通行の授業スタイルである録画授業は正式な授業として取り扱うことは困難であるため、ごく一部の大学で正式な事業としてではなく授業の復習や欠席時の補習に利用しているのが現状である。本学としては、これらの活用事例を参考に有効活用についての検討を行っていく。
67	意見	【効率性の向上(有効活用方法の検討)】 リアルタイムでの遠隔講義と録画方式による講義それぞれの利点と欠点および講義内容との適合性も勘案して、遠隔講義システムのより有効な活用が図られるべきである。	
68	意見	【効率性の向上(アンケートの必要性)】 旧3大学連携を契機に導入され、3大学統合以降も地理的制約を打破する方策として利用・更新してきた遠隔講義システムであるから、当該システムの利用に関するアンケートを教員・学生に実施するなどして、その結果をもとに改善策を講じ、遠隔講義システムの更なる活用に努めるべきであろう。	遠隔講義システムの利用に関するアンケートの実施について、所管する部門において検討する。
69	指摘	【固定資産の現物管理】 シールが貼付されていない資産が数点あったが、収納箱に貼付する、同梱している説明書に貼付する、美術品についてはタイトル板に貼付する等の方法により貼付義務を履行実施し、資産を管理すべきである。	屋外に設置している美術品等には耐水・耐久性が高いシールで、タイトル板等に貼付する。その他有形固定資産についても、現物に貼れない場合は収納箱等の付属品に必ず貼付する。無形固定資産(ソフトウェア)についても、インストールされているパソコン、サーバーまたはメディアケース等に貼付し、シール管理を徹底する。
69	意見	【固定資産の現物管理】 絵画について直接日光があたり、保存状態の良好でないものがあった。(中略)保存状態の良好でない資産については改善すべきである。	平成元年4月の開学時から設置場所は変えていない。中央棟、玄関ホールは1日中直射日光は当たらない。専門業者に確認したところ、1日中直射日光が当たる場合は移設が必要であるが、1日中当たらない場合は必要ない。広く観覧に供する観点からも、移設の必要はないと考える。
69	意見	【固定資産の現物管理】 固定資産の使用状況についても確認すべきである。また、遊休状態にある資産については、他の有効活用方法が検討されるべきである。	年に1回実施している固定資産実査で、使用状況についても確認し、遊休状態にある資産があれば、他の活用方法を検討する。
69	意見	【固定資産の現物管理】 廃棄処理について、実際に破棄しているかどうか確認されておらず、紛失や横領が発生した場合にも気づかれない可能性がある。廃棄処理は事務局で行う等の改善が必要である。	資産台帳に登録している物品を廃棄する場合は、必ず事務局へ報告するよう教職員に周知徹底した。事務局で資産台帳と廃棄物品を照合し、資産シールの回収を行う。収集場所まで事務局が同行し、確実に収集場所まで運ばれたことを確認する。収集場所の施錠管理も徹底する。
70	指摘	【管理物品の現物管理】 管理物品についてもシールが貼付されていない資産については収納箱に貼付する、同梱している説明書に貼付する、美術品についてはタイトル板に貼付する等の方法により貼付義務を履行実施し、資産を管理すべきである。	NO.43に同じ。
70	意見	【管理物品の現物管理】 直近で購入した物品のみ現物検査をしているが、今回実査を行った結果、所在不明な物品、すでに廃棄した物品等がみられた。過去に購入した物品についても現物実査をすべきであろう。実査物品の数が多いのであれば、数年に一度のローテーションで行うという方法も考えられる。	H26年度に、過去に購入した全管理物品について現況調査を実施し、台帳整備を行った。今後は、数年に分けて現物実査を行う。
71	意見	【管理物品の現物管理】 廃棄などの情報が速やかに本部に報告されていなかった。本部への報告を毎月月末にや行う等のルールを再構築すべきであろう。	今後は、毎月末日に資産登録をする際に、物品の廃棄・設置場所の変更についても、各キャンパスから本部へ報告するよう徹底する。
71	意見	【管理物品の現物管理】 管理物品の保管場所が変更になった場合も、報告するルールを構築すべきである。	
71	意見	【管理物品の現物管理】 管理物品の使用状況についても確認すべきである。また、遊休状態にある資産については、他の有効活用方法が検討されるべきである。	直近に購入した管理物品については、NO.45に同じく実査で確認する。過去に購入した管理物品については、数年に分けて実施する実査で確認する。

平成26年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置状況等

頁	区分	指摘・意見の内容	措置等の状況
71	意見	【情報機器等の管理】 情報機器およびソフトウェアライセンスについては、全学的に、管理用シールによって情報機器を特定して管理し、取得・インストール、廃棄・アンインストールの都度、定型フォームにてその状況を報告し、日付も含めて管理し、定期的に報告違反がないかどうかモニタリングする必要がある。	ソフトウェアライセンスは、機器にリンクした形態ではなく数量で管理することとされており、主要なソフトウェアのボリュームライセンスについては、ベンダーが提供するオンラインツールにより確認している。 これ以外のソフトウェアについて厳格に管理するためには、高額な管理システムの導入が必要となるため、セキュリティ講習会、自己点検などの機会を通じ、全教職員に対し不正利用の禁止を啓発していく。
71	意見	【情報機器等の管理】 情報機器の廃棄処理についても、報告とシールの返還のみで行われ、実際に廃棄しているかどうかの確認はなされていない。PC等の情報機器は、個人情報や研究内容の流出可能性の高いものであり、情報機器については特に厳格な廃棄方法の仕組み・ルールを構築すべきである。	情報機器については、固定資産台帳の登録によらず、事務局へ報告するよう徹底し、使用者にデータの削除を行っているか確認する。他の廃棄物品と同様に、収集場所まで事務員が同行する。収集台数と処分台数の確認を行い、収集から処分までに機器が紛失していないか確認する。情報漏えい防止の為、出来る限りハードディスクや基盤を破壊して処分に出し、出来ない場合は処分業者に破壊処分を依頼する。
72	意見	【情報機器等の管理】 学内(ソフトウェア)ライセンスの一括管理による管理レベルの向上、コスト削減および教職員・学生へのサービス向上のため、ユーザー1人に対して1ライセンスが許諾されるライセンス体系の一括契約を導入すべきである。	平成28年度からはマイクロソフト製品について使用機器台数によらず学生・教職員の人数に応じて利用できるよう包括ライセンス契約を締結したほか、トレンドマイクロ及びアドビ製品については従来からツールにより違法使用は起きない仕組みとなっている。
73	意見	【領収書管理】 (領収書の厳格な管理のため)領収書使用に関する規程やマニュアルの作成および運用が必要である。	領収書を適正に管理するため、連番の記入や書き損じ用紙の取扱いについて徹底した。
74	意見	【領収書管理】 領収書管理レベル向上および事務効率化のために連番付きの大学専用領収書の印刷・利用を検討すべきであろう。	
75	意見	【金庫鍵・法人印の保管】 セキュリティ上、金庫の鍵および公印は、鍵のかかる引き出しに保管し、常時施錠すべきである。	現在、公印については次のように対応している。 勤務時間中は、公印は執務室の机の上で使用し、職員が不在になる時は、金庫に保管し、金庫の鍵は鍵のかかる引き出しに保管し、常時施錠する。 夜間及び休日は、公印は金庫に保管し、金庫の鍵は鍵のかかる引き出しに保管し、常時施錠する。 なお、銀行印についても、常時金庫に保管し、金庫の鍵は鍵のかかる引き出しに保管して常時施錠している。
75	意見	【旅費・宿泊料】 一定額を上限とした宿泊料の実費精算などの削減策を検討すべきである。	各公立大学法人に照会したところ、宿泊費の実費精算を実施していると回答があったのは7大学であった。証拠資料の徴収、精算額の確定といった事務負担の増加も勘案しながら、引き続き研究を行う。
76	指摘	【旅費以外の仮払い】 (庄原キャンパスにおける旅費以外の仮払い(実習先入場料)が手続き書面なしで行われていた。)旅費以外の仮払いに関しても規程またはマニュアルを整備し、いつ、だれに、いくら、どのような目的で仮払いしたか書面にて、仮払者および経理担当者のサインまたは押印を残して管理すべきである。	旅費以外の仮払いに関しても、旅費と同様に処理することとした。 今年度の野外実習で必要とした入場料については、仮払いとして、起案を基に出金伝票を作成し、仮払金に際しては受領者の押印を徴した。その後、経費報告書により精算手続きを進め、完了した。
77	意見	【教学システムと学生情報紹介システムの連携】 さまざまな部署が参画して学生提出書類の見直しとともに、それぞれのシステムのインポートおよびエクスポート機能を利用して、データ入力作業が重複しないような業務の流れを図ることが必要である。	学生提出書類については関係部署において、見直しに係る検討を行う。 また、システムについては、平成29年1月から教学関連システムが更新されることから、データ入力作業の軽減を念頭に新システムの設計を検討する。
79	意見	【文書管理システムの導入】 稟議決裁、勤怠管理、旅費精算、報告文書保管などは、紙媒体に替えてシステムを導入することにより業務の効率化及びコスト削減が期待できるのであるから、部門間で協力し、全学的に最適なシステムを導入するとともに、それに伴った人材配置の最適化を行うべきである。	経営資源・執行体制に限られるなかで、導入コストと業務改善効果のバランスがとれるか検討を行っていく。

平成26年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置状況等

頁	区分	指摘・意見の内容	措置等の状況
80	意見	【授業料徴収業務の学内処理】 (新生データ登録、更新処理については)単純作業であり内製化は可能と考えられ、また、教学システムとのデータ二重入力もされていることから、学内業務に切り替えることを前提として、コスト削減に努めることが必要である。	新生データ登録、更新処理は、年度末の繁忙期に行わなければならない、内製化は人的資源などの費用対効果の観点から困難であるが、教学システムと連動したシステムに更新することで、データ登録の二重入力は解消される予定である。
83	意見	【随意契約の合規性】 (プロポーザル方式による随意契約2件について)プロポーザルにした具体的理由を記載すべきである。	プロポーザルに付す場合は、プロポーザルの実施に係る伺い(起案)の中で具体的な理由を記載しており、随意契約時の伺い(起案)では省略しているところである。
84	意見	【随意契約の合規性】 (契約書の中に暴力団排除条項がないものがあつた。)県立大学の締結する契約書の中には反社条項を記載するようすべきであろう。	「契約マニュアル」において、関係条項を盛り込んだ契約書文例を定めていることから、引き続き、同マニュアルの周知徹底を図るとともに、契約締結の起案決裁において、記載漏れ・記載すべき事項のチェックを行う。
84	意見	【随意契約の合規性】 (契約書の中に個人情報保護条項がないものがあつた。)県立大学の締結する契約書の中には個人情報保護条項を記載すべきである。	
84	意見	【随意契約の合規性】 遠隔地の相手方との契約においては、合意管轄条項を入れるべきである。	
84	意見	【随意契約の合規性】 (個人などの契約書に、問題とならない独占禁止法関係条項があつた。契約の性質・目的、相手方からみて、記載すべき事項と記載しなくてもよい事項を吟味し、契約書を作成すべきである。	
88	意見	【監査室と経営企画室との兼務】 公正中立な監査を実施するためには、内部監査を実施する部署は独立して設けるべきである。	平成23年度から監査室を設置し、公正中立な立場で内部監査を実施しているところであり、本学の規模では、独立した内部監査室を設けるのは効率的ではないと考えられる。
90	意見	【業務評価体制】 (経営企画室が業務評価室を兼ねると、同一職員が計画立案から実績の評価までに携わる可能性が生じる。)評価に対する透明性を高め、県民の信頼を高めるためには、業務評価室と経営企画室との兼務体制は解消すべきである。	計画立案及び実績報告は、各部局等により実施される自己点検・評価とそれに基づく次年度計画の部局等における策定が基本であり、そのとりまとめを経営企画室で実施しているところである。また、大学(機関)としての実績評価に関しては、経営企画室が担当することにより、大学全体の方針等を踏まえた実質的な評価が可能であることや、評価をもとにPDCAサイクルを機能させながら継続的な改善を行うための進捗管理が効果的・効率的に実施できるなどのメリットが生じることから、本学としては現兼務体制を継続させる方針である。
91	意見	【教員行政評価制度】 (多くの教員が上位に集中する評価では十分な評価機能を持つといえない。)評価項目の追加・細分化や、重み付けの再検討などにより、より詳細な評価ができるよう評価方法を再検討すべきである。	教員業績評価委員会内に「給与反映を前提とした教員業績評価制度の見直しに係る検討部会」を設置し、評価制度の抜本的な見直しを開始したところである。
97	意見	(基本研究費の事後評価としての教員業績評価については例年ほぼ全員が横並びかつ高評価であるが、)教員の貢献意欲を引き出すという目的をより効果的に達成させるためには、評価項目の再検討などにより、多くの教員が貢献意欲を高められるような評価体制を構築すべきと考えられる。	教員業績評価委員会内に「給与反映を前提とした教員業績評価制度の見直しに係る検討部会」を設置し、評価制度の抜本的な見直しを開始したところである。
104	意見	【広報の評価体制】 (知名度が低いなどの)現状となっている原因を分析し、改善のための課題をできるだけ具体的に設定し、PDCAサイクルが十分に機能する評価体制を構築すべきである。	No.8と同じ。
111	指摘	危機管理規程の制定から既に約3年が経過していること、予期せぬ自然災害、各種事故あるいは事件の発生等種々のリスクに対応した学内の危機管理体制の整備は喫緊の課題というべきであること等からすると、必要に応じて適宜委員会を開催し、委員の主導により、危機管理体制の整備を急ぐべきである。	平成27年12月に危機管理委員会を開催し、危機事象対応マニュアルの整備方針を取りまとめ、今年度中にマニュアルを整備することとした。

平成26年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置状況等

頁	区分	指摘・意見の内容	措置等の状況
112	意見	【危機管理体制】(全体) 規程、要領、ガイドライン、連絡網等は、対策委員会等の構成あるいは各職員の抽象的な役割などを定めるに留ま(る)。早期に危機事象対応マニュアルに相当するものを、可能な限り危機事象全てにおいて整備すべきである。	危機管理ガイドライン(平成23年11月策定)に定められている危機事象30事例について、今年度中に危機事象対応マニュアルを整備することとした。
112	意見	【危機管理体制】(全体) 特定部署に(学内全体の危機管理体制の整備・運用を)所管させて、危機管理委員会や理事長に定期的に運用状況等を報告させる体制を構築すべきである。	引き続き本部総務課が危機管理委員会の運営を所掌し、適切に運用していきたい。
114	意見	【危機管理体制】(事例ごと) 庄原および三原キャンパスにおいても(広島キャンパスの「自衛消防組織行動マニュアル」を参考に)教職員の行動マニュアルに相当するものを作成するよう努めるべきである。	広島キャンパスの「自衛消防組織行動マニュアル」を共有し、各キャンパスの消防訓練の資料に反映させるなど活用していく。
114	意見	【危機管理体制】(事例ごと) (消防訓練の)全ての年度における指摘を記録として残し、中でも重要なものは後述する対応マニュアルに盛り込む等して、教職員に十分周知させるべきである。また、他のキャンパスにも記録を送付し、情報を共有するべきである。	消防訓練時の指摘については各キャンパスで情報共有するとともに、行動マニュアルに反映させていく。
118	意見	【情報管理】 (個人情報のバックアップの分散保管、統括保護管理者による個人情報の適正管理措置の評価未実施等)について速やかに措置あるいは対策を講じるべきである。	平成28年度からは、個人情報のバックアップを借り上げデータセンター及び庄原キャンパスに分散保管することとしている。